

東北労災病院は、腹腔鏡下肝切除術 の施設基準を満たしています。

日本消化器外科学会と連携して、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っています。

平成 28 年3月4日 保医発 0304 第2号 第 73 の2 腹腔鏡下肝切除術

2 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除, 1区域切除(外側区域切除を除く。) 2区域切除及び3区域切除以上のもの)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において肝切除術又は腹腔鏡下肝切除術を, 1年間に 20 例以上実施していること.
- (2) 当該保険医療機関において腹腔鏡手術を年間 100 例以上実施していること.
- (3) 腹腔鏡を用いる手術について, 関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ, 手術適応等の治療方針についての 検討を適切に実施すること.
- (4) 腹腔鏡下肝切除術を術者として 10 例以上実施した経験を有する常勤の医師が配置されていること.
- (5) 当該保険医療機関が消化器外科及び麻酔科を標榜しており, 消化器外科において常勤の医師が3名以上配置されており, そのうち1名以上が消化器外科について5年以上の経験を有していること. (6) 病理部門が設置され, 病理医が配置されていること
- (7) 緊急手術が可能な体制を有していること
- (8) 当該手術を実施する患者について, 関連学会と連携の上, 手術適応等の治療方針の決定および術後の管理等を行っていること



日本消化器外科学会

学会連携証明書

No : 0404101-H23603

独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院

対象術式
腹腔鏡下肝切除術

<区分番号 : K695-2 3.4.5.6 >

貴施設は以下の期間において対象
術式の施設基準に基づき本学会と
連携していることを証明します

有効期間 : 2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本消化器外科学会

理事長

北川雄光

